

スマートレンディング利用規約

G.I.F.T 株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する貸付型クラウドファンディングに係るサービス「スマートレンディング」（以下、「本サービス」といいます。）は、本サービスの会員にのみ提供されるものとし、会員は本サービスをご利用いただくにあたり、この利用規約に合意するものとします。

第1条 適用

1. スマートレンディング利用規約（以下、「本規約」といいます。）は当社が提供する本サービスの利用における一切の行為に対して適用されます。
2. 会員は、本サービスにおいて、本規約の他、当社が別途定める各種の定め（以下、「個別規程」といいます。）がある場合は、個別規程に従うものとします。

第2条 会員登録

1. 本規約において、会員とは、会員登録を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）が、本規約に同意の上、当社の定める方法によって会員登録の申込みを行い、当社が認めた者をいいます。
2. 登録希望者は、以下の各号に定める情報を提供するものとします。
また、これら情報の提供後に、情報の内容に変更があった場合、速やかに当社の定める手続きにより当社に届け出るものとします。この届け出のない場合、当社は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。また、登録事項を変更したことを当社に届け出なかった場合、本サービスが利用できなくなる場合があります。
 - （1）自然人であれば氏名・生年月日・住所・写真付き本人確認書類（運転免許証等）、法人であれば商号・設立年月日、住所、登記事項証明書の電子データその他の登録希望者の本人情報
 - （2）適合性を判定するための情報
 - （3）分別管理口座（当社の固有財産を保管する銀行預金口座とは分別して管理する口座。投資家専用口座及び運用口座をいう。以下、「分別管理口座」という。）から出金を行う際の指定口座の情報
 - （4）法人番号（法人登録の場合）
 - （5）その他当社が必要と判断し登録希望者に求める情報
3. 当社は、会員登録を認めた場合、本サービス上に投資運用状況等を確認できる会員各自の専用ページ（メールアドレス、パスワードによる認証を必要とする専用ページ、以下、「会員専用ページ」といいます。）を開設します。

4. 第 2 項の定めにかかわらず、登録希望者は、以下の各号に該当すると当社が認めた場合、会員登録の申込みを行うことができないものとします。

(1) 年齢が満 81 歳以上の方

(※) まもなく 81 歳を迎える方の会員登録について

会員の申込みをされて以降、数ヶ月以内に 81 歳の誕生日を迎える方については、会員登録を制限させていただく場合がございます。

(※) 81 歳を迎える会員による新たな匿名組合へのお申込みについて

81 歳の誕生日を迎える 1 ヶ月から 2 ヶ月前に、退会手続きのご案内をさせていただきます。ご案内通知日以降、新たな匿名組合へのお申込みは制限させていただく場合がございます。

(2) 未成年（18 歳未満）者

(3) 日本国外に在住の者

(4) 登録申請が重複している者

(5) 外国 PEP s に該当する者

(6) 当社が定める取引開始基準を満たさない者

(7) 自己又はその関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など、社会運動等標榜グループ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的を持っている等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者、又は、役員もしくは経営に実質的関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当する者

(8) 上記のほか、当社が会員に適さないと判断する者

5. 当社は、第 1 項に基づく登録希望者の申込みに関して所定の審査を行った結果、会員登録を承諾しないことができます。なお、当社は、申込みを承諾しない理由並びに審査の方法及び内容を開示する義務を負うものではありません。

6. 本サービスにおいて、会員が払込む出資金、当社が会員に対して弁済する分配金及び償還金等の金銭の授受の全ては、分別管理口座を経由して行われます。

7. 会員は、本サービスにおいて、当社が提供する書面について、当社から電磁的な方法によって交付されることに同意するものとします。

第3条 メールアドレス（ログイン ID）、パスワードの管理

1. 会員は、本サービスの利用に必要なメールアドレス（ログイン ID）及びパスワード（以下、総称して「アカウント」といいます。）を自己の責任において、適切に管理するものとします。
2. 会員は、アカウントを第三者に貸与又は譲渡、第三者との共用、売買、質入その他の処分をすることはできません。
3. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の使用等によって生じた損害について、当社は一切責任を負わず、会員が自ら責任を負うものとします。

第4条 情報提供

1. （追加情報）当社は、会員登録手続きその他必要に応じて登録希望者及び会員に対して情報の提供及び資料の提出を要求することができ、登録希望者及び会員はこの要求に応じるものとします。
2. （マイナンバー）当社は、本サービスの会員に対して、匿名組合契約等の契約締結を行う場合、マイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）に定めるものをいいます。）の提供を求めるものとします。会員には、会員専用ページでの案内や電子メールによる通知等に従ってマイナンバーの登録を行って頂きます。ご登録頂いたマイナンバーは、厳重な安全管理のもとに取扱い、税法上必要となる支払調書（匿名組合等の利益の分配の支払調書）を作成し、所管の税務署に提出するためのみに使用するものとします。
3. 登録希望者及び会員は、当社が定める期日までに特段の理由なく前項の情報の提供及び資料の提出を行わなかった場合、又は、虚偽の情報を提供もしくは虚偽の資料を提出したものと当社が認めた場合、当社の定める期間、本サービスの利用を停止され、又は、会員資格が停止されたとしても一切の意義を申し立てないことあらかじめ同意します。

第5条 特定投資家の取扱い

1. 当社は、投資家保護の要請に鑑み、特定投資家（金融商品取引法第2条第8号第31号に定めるものをいいます。以下同じ。）を一般投資家（同法第41条の4に定めるものをいいます。以下同じ。）と同様に取り扱うものとします。
2. 当社は、投資家保護の要請に鑑み、法令上、特定投資家に移行可能な一般投資家について、特定投資家への移行申出に応じないものとします。

第6条 出資金の分別管理

1. 当社は、本匿名組合契約に基づく出資金を、分別管理口座において、当社の固有財産（他の事業に関わる財産を含みます。）と分別して管理します。

2. 当社は、償還が確定した出資金、分配が確定した利益を分別管理口座において、当社の固有財産（他の事業に関わる財産を含みます。）と分別して管理します。
3. 当社が出資対象事業を行うために、別途分別管理する分別管理口座にて管理する金銭には、利息を付さないものとします。

第 7 条 匿名組合契約の申込及び成立

1. 会員は、本サービス上に表示され、会員が出資を希望する匿名組合契約の契約締結前交付書面及び匿名組合契約書（以下「交付書面等」といいます。）を熟読し、その内容を十分理解した上で、自らの判断と責任において、本匿名組合契約に基づく出資を行うものとします。
これら交付書面等と合わせて、会員は、本サービス上に掲載又は記載される商品概要、注意事項、投資のリスクなども合わせて確認し、自己責任による投資判断に用いるものとします。
2. 当社は、会員による交付書面等のダウンロードにより、交付書面等が会員に交付されたものとみなし、会員が交付書面等の受領の確認に応じることにより会員は、本匿名組合契約への申込み手続きに進むことができます。
3. 当社は、交付書面等に定められた方法によって、本匿名組合の成立を判断し、運営を行います。
4. 本匿名組合契約は、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づく解除は行えませんが、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 2 項第 5 号の規定に基づくクーリング・オフの対象となります。会員は、当社が契約締結時交付書面を交付した日から起算して 8 日以内（以下、「クーリング・オフ期間」といいます。）であれば、電磁的方法による意思表示により、無条件で当該申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。契約締結時交付書面は、先着式においては会員が匿名組合へお申し込みをした際に交付し、抽選式においては抽選手続き等を行い当選者へご連絡する際に交付します。なお、抽選式においては、投資申込総額が最低成立金額以上で目標募集金額を超えない場合には、全ての出資申込の会員を、抽選式による当選者とさせていただきます。ただしクーリング・オフは、投資申込の全額についてのみ行えるものとし、投資申込金額の一部のみのクーリング・オフは行えないものとします。具体的には、会員は、契約締結時交付書面（金融商品取引法第 37 条の 4）の交付を受けた日（当社のウェブサイトにおいて電子情報処理組織を使用する方法により当該書面に記載すべき事項の提供が行われた場合にあっては、当該書面に記載すべき事項が会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日、または記載すべき事項が掲載された当該書面を当社がメールにて提供した日）から起算して 8 日がクーリング・オフ期間となります。当社への連絡は、当社が運営及び管理を行うウェブサイト（URL: <https://lending.gift-finance.co.jp/>）（以下、「当ウェブサイト」といいます。）の『お問い合わせ』画面（https://lending.giftfinance.co.jp/investortop/inquiry_entry.html?command=new）から「クーリング・オフに関する問い合わせ」を選択し、表示される項目を記載のうえ行うこととします。記載いただく項目は、「申請日」、「申請者住所」、「申請者名」、「商品名（ファンド名）」、「契約年月日（契約締結時交付書面交付日）」、「契約口数」、「契約金額（出資金額）」となります。契約の解

除日は、会員が電磁的方法により、本契約の解除の意思表示を行った日となります。クーリング・オフ期間内の契約解除の場合、既にお支払いいただいた出資金があるときは、会員の口座への振込により会員へ速やかにこれを全額返金します。返金の際の振込手数料は、会員のご負担となります。会員に契約解除に伴う損害賠償、違約金は発生しません。また、クーリング・オフの条件については、会員と当社が締結する本匿名組合契約において記載されています。なお抽選式の場合、お客様が匿名組合へのお申し込みをした日から当社が抽選手続き等を行うまでの期間は、上記クーリング・オフ期間に該当しませんが、以下のいずれかの方法で、お申込みの取り消しができます。

(1) 当ウェブサイトログインし、取引履歴タブ内の「抽選申込履歴一覧」にて表示される「申込キャンセル」ボタンを選択することでお申込みの取り消しを行うことができます。

(2) 『お問い合わせ』画面の「クーリング・オフに関するお問い合わせ」からご連絡いただけましたら、当社でお申込みの取り消し手続きをいたします。

5. 本サービスで募集された匿名組合契約へ、会員が出資の申し込みを行う過程において、払込金額の過不足や匿名組合契約の不成立等に伴い、いったん会員から当社指定口座へ払込まれた金額を返金するべく、会員の登録金融機関口座へ送金する場合も想定されます。この送金する際の振込手数料の負担者の設定は、第 9 条及び当該匿名組合契約の契約締結前交付書面等をよくお読みください。
6. 匿名組合へのお申込金額のご入金を会員専用ページへ反映させる手続きは、原則として営業日の 11：30 および 16：00 に行います。実際のご入金から会員専用ページへの反映までに時間を要しますことをあらかじめご了承ください。

第 8 条 資金需要者との接触禁止等

1. 会員は、匿名組合の営業者となる当社と締結することとなる匿名組合契約に関し、当該匿名組合契約に基づく出資の対象事業として実施される貸付が、匿名組合の営業者である当社（以下、「貸付実行者」と総称します。）の判断により行われること、資金需要者に対する貸付条件（貸付金額、貸付金利、資金使途、弁済の時期・方法、貸付手数料等）の提示も貸付実行者によって行われることを認め、会員において自らはこれらに一切関与しないものとします。
2. 会員は、貸付実行者が行う貸付に係る資金需要者に対して、訴訟上、訴訟外を問わず、直接弁済の請求その他貸付実行者が行う貸付に関する一切の接触をしてはならないものとします。
3. 会員は、貸付実行者による貸付に係る資金需要者が直接接触してきた場合、速やかに貸付実行者に対し通報を行うものとします。
4. 当社は、会員が前三項の定め違反した場合、本規約第 12 条等に基づき、当社が必要と判断した措置を行うこととします。

第 9 条 入出金

1. 当社は、会員からの出資金等の金銭は預託を受けないものとします。よって、当社は、送金等にかかる事務処理のために必要な期間の範囲で返金対象額を管理したうえで、速やかに返金対象額における送金手続きを行います。会員の登録金融機関口座へ送金する際の振込手数料は、第2項から第10項に定めるものとします。
2. 本サービスを利用される会員が、当社が会員ごとに付与する振込先口座（分別管理口座である投資家用口座内に設けられた投資家識別のための振込先口座）に対し入金する際の振込手数料は、会員のご負担となります。
3. 分配金や償還金の送金、匿名組合不成立による申込金額の返金について、会員の登録金融機関口座へ送金する際の振込手数料は、当社負担となります。
4. 払込期間外の入金の返金について、会員の登録金融機関口座へ送金する際の振込手数料は、会員のご負担となります。
5. 申込のキャンセル又はクーリング・オフの申し出による申込金額の返金について、会員の登録金融機関口座へ送金する際の振込手数料は、会員のご負担となります。
6. 申込金額（抽選式においては当選金額）よりも多い入金がある場合は、過入金額（申込金額または当選金額を超える金額部分）を返金させていただきます。返金する際に生じる振込手数料は、会員のご負担となります。過入金額を送金するに際して、送金すべき金銭の額が振込手数料相当額以下となる場合は、返金できませんのでご了承ください。
7. 払込期間終了時点で、申込金額（抽選式においては当選金額）よりも少ない入金（不足入金）の場合、当社は全額返金させていただきます。その際に生じる振込手数料は、会員のご負担となります。送金するに際して、送金すべき金銭の額が振込手数料相当額以下となる場合は、返金できませんのでご了承ください。
8. 会員以外の名義による申込額の入金の返金について、組戻手数料は、組戻依頼者のご負担となります。
9. その他、会員の責による誤った入金の返金について、会員の登録金融機関口座へ送金する際の振込手数料は、会員のご負担となります。
10. 会員がご負担する振込手数料は、楽天銀行の手数料と同一となります。
11. 当社が会員に送金するに際して、会員が振込手数料を負担する場合、送金すべき金銭の額が、その銀行の振込手数料相当額以下となる際には、会員は当該送金にかかる請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第10条 個人情報等の取扱い

当社は、本サービスの提供等の際に会員から取得した個人情報等を、当社が別途定める個人情報保護に関する基本方針に従い、適切に取り扱います。

第11条 禁止行為

会員は、本サービスの利用において、以下の行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 犯罪行為に関連する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 本サービスに関連して提供される当社又は第三者の商標権、著作権、知的財産権その他権利を侵害する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) コンピューターウイルス等の有害なコンピュータープログラム等の送信又は掲載等により、当社、本サービスの他の会員、又はその他第三者のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (6) 本サービスの利用により得た情報の商業的な利用行為
- (7) 本サービスの運営を妨害する行為
- (8) 当社が管理するコンピューターネットワークへの不正アクセス、又はこれを試みる行為
- (9) 不正目的をもって本サービスを利用する行為
- (10) 当社、本サービスの他の会員、又はその他第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (11) 会員、本サービスの他の会員、又はその他第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスにおいて当社の許諾なく宣伝、広告、勧誘又は営業行為
- (13) 本サービスに関連し、反社会的勢力等に対して直接又は間接的利益を供与する行為
- (14) 前各号に準じて、その他当社が不適切と判断する行為

第12条 利用制限及び登録抹消

1. 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当社の定める期間、本サービスの利用を制限、又は、会員としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本サービス上の登録情報（事後的な変更届出後の変更情報を含む。）において、その内容に虚偽もしくは不正の事実が判明した場合
- (2) 本サービス利用における会員を適当でないと当社が判断した場合
- (3) 他の会員又は第三者に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合
- (4) 本規約に違反があったと当社が判断した場合

- (5) 法令違反又は法令違反行為の助長があったと当社が判断した場合
 - (6) その他、会員として不適切であると当社が判断した場合
2. 前項に基づき当社が行った措置により会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第13条 本サービス提供の停止・終了

1. 当社は、以下の各号の事由が生じた場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は終了させることができるものとします。本条に基づき当社が行った措置により会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
- (1) 本サービスの提供に係る設備やコンピューターシステムの保守など、やむを得ず工事を行う場合
 - (2) 当社の責めによらない事由により、本サービスの継続的な提供が困難になった場合
 - (3) アクセス過多、その他予期せぬ要因でコンピューターシステムに負荷が集中した場合
 - (4) 会員の個人情報等のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - (5) 地震、水害、落雷等の天災、火災、停電その他の不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合
 - (6) その他、本サービスの提供が困難と当社が判断した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を停止又は終了させる場合、当ウェブサイトもしくは会員専用ページへの掲載又はその他当社が適当と判断する方法により、あらかじめその旨を会員に通知するものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条 退会（会員登録の抹消）

1. 会員が退会を希望する場合には、本サービスにおける届出その他当社が定める所定の手続きにより会員自ら退会する旨を当社に対し申し出るものとします。その際、会員は、本規約に基づき当社に対して債務がある場合はその全額を、ただちに当社に支払うものとします。
2. 当社は、前項に基づき退会を希望する旨の届出があった場合、当社所定の手続き及び会員に匿名組合の残高がない等の条件のもとでこれを受理するものとします。なお、会員が前項の方法以外の手段によって退会を申し出た場合、当社は、これを適正な届出として取り扱わないことができるものとします。
3. 当社は、当社の定める期間内において、会員からの本サービスの利用を確認できない場合、会員登録の抹消をできるものとします。

4. 当社は、会員が第 2 条第 4 項の各号に定める事由に該当すると判断した場合、会員登録の抹消をできるものとします。

第 15 条 免責事項

1. 会員が本サービスを通じて行う本匿名組合契約の申込み、締結及び出資等の行為は、会員自身で判断を行い、自己の責任において行うものであり、当社は一切の責任を追いません。
2. 当社が、本規約に基づく措置によって会員に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を追いません。
3. 当社は、会員が使用する通信システム、インターネット等のシステム環境によって、本サービスの一部又は全部が利用できないことにより、会員に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を追いません。
4. その他当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、会員に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を追いません。

第 16 条 譲渡制限

会員は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく会員としての地位又は権利もしくは義務を第三者に譲渡、担保提供又はその他の処分をすることができないものとします。

第 17 条 当社からの通知

1. 本サービスに関する当社からの通知は、原則として、電子メールを送信する方法又は会員専用ページ上に掲載する方法によるものとし、電子メールの場合は会員が当社に届け出た電子メールアドレスに行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本規約に基づき当社への通知により、電子メールアドレス等の変更を行うものとします。
2. 電子メールを送信する方法又は会員専用ページ上の掲載する方法による場合は、当該連絡が通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 18 条 本規約の変更

1. 当社は、必要と判断した場合には本規約の内容の見直し、追加、変更又は削除（以下、「本規約の変更等」といいます。）を行うことができるものとします。本規約を変更する場合、当社が適当と判断する方法で、本規約の変更等後の本サービス及び本規約の内容について、会員に通知するものとします。本サービス及び本規約の変更等は、1 日以上予告期間において本項に定める通知を実施するものとし、その予告期間の満了をもって効力を生じるものとします。なお、本規約の変更等を行った場合、本サービスに関する一切の事項は変更等後の本規約によるものとします。
2. 当ウェブサイト上で開示している各種書面についても、1 項に記載の本規約の変更等と同じく、当社が必要と判断した場合に内容の見直し、追加、変更又は削除（以下、「各種書面の変更等」とい

います。)を行うことが出来るものとし、当社が適当と判断する方法で、各種書面の変更等後の内容について、会員に通知するものとします。

3. 会員が予告期間内に退会を希望する旨を当社に通知しない場合は、本規約変更等及び各種書面の変更等後の内容を承諾したものとみなします。

第19条 事業譲渡等の場合の取扱い

当社が、本サービスに関する事業について第三者に譲渡し、又は合併もしくは会社分割等により本サービスに係る事業を承継させた場合には、当社は、当該譲渡等に伴い、会員に関する情報を当該譲渡等の相手方等に承継させることができるものとします。会員は、かかる譲渡等につき本条に基づきあらかじめ同意するものとします。

第20条 租税条約に関する取扱い

会員が、本匿名組合契約締結後、利益の分配金の支払い前に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために締約される条約（以下、「租税条約」といいます。）が適用される国に転居した場合、租税条約に基づく減免措置を受けようとするときは、会員が保有する当社が取り扱う全ての本匿名組合出資持分における利益の分配金の支払いの完了後に、当社に対し国税庁が定める様式による租税条約に関する届出書及び還付請求書を提出するものとし、当社は提出を受けた届出書を所轄税務署長に提出します。

第21条 分離可能性

1. 本規約の一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は本規約の他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ適法性を有するものとします。当社及び会員は、当該無効もしくは執行不能とされた部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約の一部が、ある会員との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の会員との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第22条 準拠法

本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第23条 誠実協議、苦情処理措置及び紛争解決措置（金融ADR）

1. 本規約に定めのない事項、又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた時には、当社及び会員は誠意を持って別途協議するものとします。
2. 当社は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。なお、当社は、当社が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協

会を通じて特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

第 24 条 管轄裁判所

本サービスに関して会員と当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日：2026年 3月 12日